

OBAYASHI



第114回 定時株主総会招集ご通知

日時

平成30年6月26日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時予定）

場所

東京都港区港南2丁目15番2号
品川インターシティB棟
当社本社（3階講堂）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

株式会社 大林組

証券コード：1802

株主の皆様へ



平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。
第114回定時株主総会を平成30年6月26日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社はリニア中央新幹線工事の入札に関して、独占禁止法違反の疑いがあったとして、昨年12月に東京地方検察庁及び公正取引委員会による捜査・調査を受け、本年3月に東京地方検察庁により起訴されました。株主の皆様にご多大なご心配をお掛けしましたことを心から深くお詫び申し上げます。

当社は、かかる事態を厳粛に受け止め、コンプライアンス体制の再整備を行うとともに、「あらゆる事業運営においてコンプライアンスを最優先する経営」を強固に推進し、信頼の回復に努めてまいり所存です。

今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月

取締役社長 連輪賢治

大林組基本理念

企業理念

— 大林組がめざす姿、社会において果たすべき使命 —

「地球に優しい」リーディングカンパニー

- 1 優れた技術による誠実なものづくりを通じて、空間に新たな価値を創造します。
 - 2 地球環境に配慮し、良き企業市民として社会の課題解決に取り組みます。
 - 3 事業に関わるすべての人々を大切にします。
- これらによって、大林組は、持続可能な社会の実現に貢献します。

企業行動規範

— 企業理念の実現を図り、すべてのステークホルダーに信頼される企業であり続けるための指針 —

1 社会的使命の達成

- (1) 良質な建物・サービスの提供
- (2) 環境に配慮した社会づくり
- (3) 人を大切にする企業の実現
- (4) 調達先との信頼関係の強化
- (5) 社会との良好な関係の構築

2 企業倫理の徹底

- (1) 法令の遵守及び良識ある行動の実践
- (2) 公正で自由な競争の推進
- (3) ステークホルダーとの健全な関係の維持
- (4) 反社会的勢力の排除
- (5) 適正な情報発信と経営の透明性の確保

三箴(さんしん)

— 創業以来、受け継がれてきた精神 —

良く、安く、速い

創業以来100年以上にわたる歴史の中で、ものづくりにおいて大切に受け継いできた精神。そして、大林組が、新しい価値の創造に向けて挑戦し続けるうえで、これからも変わることなく大切にしていける精神です。

目次

招集ご通知	第114回定時株主総会招集ご通知 ……………	3
	議決権行使のご案内 ……………	5
株主総会参考書類	第1号議案 剰余金の処分の件 ……………	7
	第2号議案 取締役10名選任の件 ……………	8
	第3号議案 監査役3名選任の件 ……………	15
(添付書類)		
事業報告	当社グループの現況に関する事項 ……………	19
	株式に関する事項 ……………	40
	新株予約権等に関する事項 ……………	40
	会社役員に関する事項 ……………	41
	会計監査人に関する事項 ……………	46
	業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要 ……………	47
連結計算書類	連結貸借対照表 ……………	51
	連結損益計算書 ……………	52
計算書類	貸借対照表 ……………	53
	損益計算書 ……………	54
監査報告書	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 ……………	55
	計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 ……………	56
	監査役会の監査報告書 謄本 ……………	57
ご参考	ニュース&トピックス ……………	59
	株主メモ ……………	62

証券コード：1802

平成30年6月1日

株 主 各 位

東京都港区港南2丁目15番2号

株 式 会 社 大 林 組

取締役社長 運輸 賢治

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁から6頁に記載の「議決権行使のご案内」に従って、平成30年6月25日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成30年6月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時予定）
2 場 所	東京都港区港南2丁目15番2号 品川インターシティB棟 当社本社（3階講堂） （裏表紙の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3 目的事項	報告事項 第114期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

株主総会に関するご留意事項


- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。なお、この場合、委任状のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の一部であります。
 - ①連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ②計算書類のうち株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.obayashi.co.jp/>

議決権行使のご案内

次の3つの方法にて、議決権を行使いただけます。


株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。議事資料として本招集ご通知をご持参下さい。

開催日時
平成30年6月26日(火曜日)
午前10時
 (受付開始：午前9時予定)


郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記行使期限までに到着するようにご返送下さい。

行使期限
平成30年6月25日(月曜日)
午後5時15分まで

インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただき、下記行使期限までに賛否をご入力下さい。

行使期限
平成30年6月25日(月曜日)
午後5時15分まで

詳細は次頁をご参照下さい。

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書
株式会社 大林組 御中

議決権の数 _____ 割

私は、平成30年6月26日開催の株式会社大林組第114回定時株主総会(継続会または総会の場合も含む)における各議案の原案に対し右記(賛否を○印で表示)のとおり、議決権を行使します。
平成30年6月 日

議案	原案に対する賛否
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否
第3号議案	賛 否

基礎は現在のご所有株式数 _____ 株

議決権の数 [] 票ととなります。

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へ提出ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができます。この場合、平成30年6月25日午後5時15分までに議決権を行使してください。

【郵送による議決権行使】
 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使】
<https://evote.tr.mufg.jp/>、インターネットにより上記専用サイトにアクセスしてください。
 下記ログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、議決権を行使してください。
 3.裏面もよくお読みください。

ログインID _____ 株主番号 _____

株式会社 大林組

こちらに、議案の賛否をご記入下さい。

- 第1号議案**
- ・賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
 - ・反対の場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 第2号議案及び第3号議案**
- ・全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
 - ・全員反対の場合 ➡ 「否」の欄に○印
 - ・一部の候補者に反対の場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、かつ以内に反対される候補者の番号を記入

※なお、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に必要となる「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。詳細は次頁をご参照下さい。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

■ インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、議決権行使サイトにて平成30年6月25日(月曜日)午後5時15分までに行行使して下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



1 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)※から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- インターネットによる議決権行使は、平成30年6月25日(月曜日)の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたら右記のヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

2 インターネットによる議決権行使方法について

- 議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行行使された内容を有効とさせていただきます。

4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

◀機関投資家の皆様へ▶

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社

証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、連結配当性向20～30%の範囲を目安として、長期にわたり安定した配当を維持することを第一に、財務体質の一層の改善や将来に備えた技術開発、設備投資等を図るための内部留保の充実を勘案のうえ、自己株式取得も含め、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株につき14円とさせていただきます。これにより、中間配当金14円を加えた年間配当金は、1株当たり28円となります。

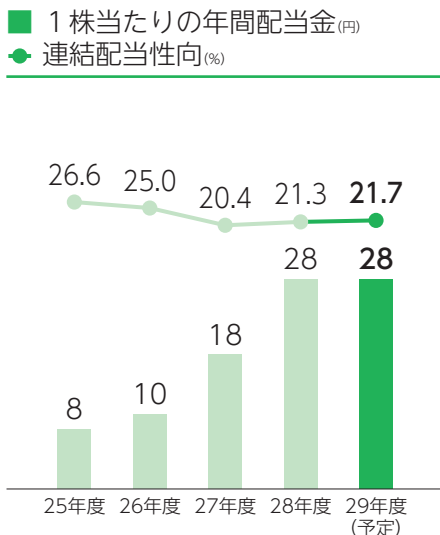
1 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する
事項及びその総額
1株につき14円 総額10,052,835,758円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月27日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 60,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 60,000,000,000円

(ご参考) 配当の推移



第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員（うち社外取締役2名）の任期が満了いたします。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役10名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における 地位及び担当	取締役会出席回数 (平成29年度)	取締役在任年数 (本総会終結時)
1	おおばやし たけお 大林 剛郎	再任	代表取締役会長	15 / 15回	35年
2	はすわ けんじ 蓮輪 賢治	再任	代表取締役 社長	15 / 15回	3年
3	うら しんご 浦 進悟	再任	代表取締役 副社長執行役員 担当：建築全般	12 / 12回	1年
4	こてら やすお 小寺 康雄	新任	専務執行役員 担当：事務全般	—	—
5	むらた としひこ 村田 俊彦	新任	専務執行役員 担当：建築本部長	—	—
6	さとう たけひと 佐藤 健人	新任	専務執行役員 担当：土木全般・土木本部長	—	—
7	さとう としみ 佐藤 俊美	新任	執行役員 担当：経営企画室・グループ事業統括室・ 人事部・財務部・経理部担当 兼 東京本店統括部長(生産事務担当)	—	—
8	おおたけ しんいち 大竹 伸一	再任 社外 独立	社外取締役	15 / 15回	5年
9	こいずみ しんいち 小泉 慎一	再任 社外 独立	社外取締役	14 / 15回	3年
10	いずみや なおき 泉谷 直木	新任 社外 独立	—	—	—

(注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2 浦進悟氏の実任取締役会出席回数は、平成29年6月29日開催の第113回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会のみを対象としております。



1 おおばやし たけお 大林 剛郎

(昭和29年6月9日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 4月 当社入社
同 58年 6月 当社取締役
同 60年 6月 当社常務取締役
同 62年 6月 当社専務取締役
平成 元年 6月 当社代表取締役副社長
同 9年 6月 当社代表取締役副会長
同 15年 6月 当社代表取締役会長
同 19年 6月 当社取締役
同 21年 6月 当社代表取締役会長（現任）

■ 所有する当社株式の数

16,944,095株

■ 取締役在任年数

35年

■ 取締役会への出席状況

15/15回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

大林剛郎氏は、昭和58年に取締役に就任して以降、長年にわたって取締役会メンバーとして当社の経営に参画しており、平成21年から代表取締役会長として、経営手腕を発揮しております。同氏は、創業家出身として重要な対外業務を行うとともに、取締役会議長として、社外取締役をはじめ取締役会メンバーに対して自由な発言を促し、建設的な議論を行うための議事運営に努めるなど、コーポレート・ガバナンス上の重要な役割を担っております。このような経歴、資質を有する同氏は、引き続き当社の経営に不可欠であることから、候補者としております。



2 はすわ けんじ 蓮輪 賢治

(昭和28年11月15日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 4月 当社入社
平成22年 4月 当社執行役員
同 24年10月 当社常務執行役員
同 26年10月 当社テクノ事業創成本部長
同 27年 6月 当社取締役
同 28年 4月 当社専務執行役員
同 30年 3月 当社代表取締役 社長（現任）

■ 所有する当社株式の数

15,400株

■ 取締役在任年数

3年

■ 取締役会への出席状況

15/15回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

蓮輪賢治氏は、平成22年に執行役員に就任して以降、東京本店土木事業部担任副事業部長、技術本部副本部長やテクノ事業創成本部長（再生可能エネルギー事業をはじめとする新領域事業を統括）を歴任するなど、当社グループの建設部門、技術部門、新領域部門の責任者を務めてきました。本年3月から代表取締役社長に就任しており、当社グループの事業及び会社経営について豊富な経験と幅広い識見を有しております。このような経歴を有する同氏は、能力、識見とも優れており、当社の社会からの信頼回復及びさらなる企業価値向上に必要な人物であると考え、候補者としております。



3 うら しんご 浦 進悟 (昭和25年9月29日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年 4月 当社入社
 平成19年 8月 当社執行役員
 同 22年 4月 当社常務執行役員 東京本店建築事業部副事業部長
 同 24年 4月 当社専務執行役員 東京本店建築事業部長
 同 27年 4月 当社東京本店長
 同 29年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 (現任)

担当：建築全般

- 所有する当社株式の数
12,600株
- 取締役在任年数
1年
- 取締役会への出席状況
12/12回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由

浦進悟氏は、入社以来建築事業に従事し、平成19年に執行役員に就任して以降、東京本店建築事業部の営業担当や東京本店長などを経て、現在は建築事業を統括する副社長執行役員を務めております。また、平成29年以降、代表取締役として当社の経営に参画しております。このような経歴を有する同氏は、能力、識見ともに優れており、豊富な経験に基づき、引き続き当社の取締役として十分に力を発揮できると考え、候補者としております。



4 こてら やすお 小寺 康雄 (昭和28年9月12日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 4月 当社入社
 平成22年 4月 当社執行役員 本社経理部長
 同 24年 4月 当社常務執行役員
 同 27年 4月 当社専務執行役員 (現任)
 同 29年 4月 当社開発事業本部長

担当：事務全般

- 所有する当社株式の数
22,037株
- 取締役在任年数
—
- 取締役会への出席状況
—

■ 取締役候補者とした理由

小寺康雄氏は、入社以来経理や総務等の管理部門に従事し、平成22年に執行役員に就任して以降、経営企画・総務・法務・財務・経理等の担当を経て、現在は専務執行役員として事務を統括しております。このような経歴を有する同氏は、能力、識見ともに優れており、豊富な経験に基づき、当社の取締役として十分に力を発揮できると考え、候補者としております。



5 むらた としひこ 村田 俊彦 (昭和30年2月7日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 4月 当社入社
平成24年 4月 当社執行役員 大阪本店建築事業部担任副事業部長
同 27年 4月 当社常務執行役員 大阪本店建築事業部副事業部長
同 29年 4月 当社建築本部長 (現任)
同 30年 3月 当社専務執行役員 (現任)

担当：建築本部長

■ 取締役候補者とした理由

村田俊彦氏は、入社以来建築事業に従事し、平成24年に執行役員に就任して以降、大阪本店建築事業部副事業部長などを経て、現在は専務執行役員・建築本部長を務めております。このような経歴を有する同氏は、能力、識見ともに優れており、豊富な経験に基づき、当社の取締役として十分に力を発揮できると考え、候補者としております。

- 所有する当社株式の数
5,700株
- 取締役在任年数
—
- 取締役会への出席状況
—



6 さとう たけひと 佐藤 健人 (昭和27年9月6日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年 4月 当社入社
平成23年 4月 当社執行役員 東京本店土木事業部担任副事業部長
同 27年 4月 当社四国支店長
同 28年 4月 当社常務執行役員
同 30年 3月 当社専務執行役員 (現任)
土木本部長 (現任)

担当：土木全般・土木本部長

■ 取締役候補者とした理由

佐藤健人氏は、入社以来土木事業に従事し、平成23年に執行役員に就任して以降、東京本店土木事業部担任副事業部長や四国支店長を経て、現在は専務執行役員・土木本部長を務めております。このような経歴を有する同氏は、能力、識見ともに優れており、豊富な経験に基づき、当社の取締役として十分に力を発揮できると考え、候補者としております。

- 所有する当社株式の数
8,359株
- 取締役在任年数
—
- 取締役会への出席状況
—



7 さとう としみ 佐藤 俊美

(昭和35年4月6日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年 4月 当社入社
平成21年 4月 当社海外支店企画部長
同 23年 1月 当社海外支店北米統括事務所副所長
同 25年 4月 当社本社財務部長
同 27年 5月 当社本社経営企画室長
同 29年 4月 当社執行役員(現任)

担当：経営企画室・グループ事業統括室・人事部・財務部・経理部担当
兼 東京本店統括部長(生産事務担当)

■ 所有する当社株式の数

700株

■ 取締役在任年数

—

■ 取締役会への出席状況

—

■ 取締役候補者とした理由

佐藤俊美氏は、入社以来海外における事務業務をはじめ、財務部門や経営企画部門に従事し、平成29年に執行役員に就任して以降、経営企画・グループ事業・人事・財務・経理等を担当しております。このような経歴を有する同氏は、能力、識見ともに優れており、豊富な経験に基づき、当社の取締役として十分に力を発揮できると考え、候補者としております。



8 おおたけ しんいち 大竹 伸一

(昭和23年1月25日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年 4月 日本電信電話公社入社
平成14年 6月 (株)エヌ・ティ・ティ エムイー東京 代表取締役社長
同 16年 6月 西日本電信電話(株)常務取締役
同 18年 6月 同社代表取締役常務取締役
同 19年 6月 同社代表取締役副社長
同 20年 6月 同社代表取締役社長
同 24年 6月 同社取締役相談役
同 25年 6月 当社社外取締役(現任)
同 26年 6月 西日本電信電話(株)相談役(現任)(平成30年6月30日退任予定)
※平成30年7月1日同社シニアアドバイザー就任予定

重要な兼職の状況：(株)大阪国際会議場 社外取締役
(平成30年6月29日退任予定)

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 社外取締役在任年数

5年

■ 取締役会への出席状況

15/15回(100%)

■ 社外取締役候補者とした理由

大竹伸一氏は、長年にわたり西日本電信電話(株)の経営に携わった豊富な経験と優れた能力、識見、人格を有しており、平成25年に当社社外取締役に就任して以降、当社の経営に対し有益な助言をされております。同氏の豊富な経験と高い識見を引き続き当社取締役会における適切な意思決定及び経営監督に反映していただくため、社外取締役の候補者としております。



9 こいずみ しんいち 小泉 慎一

再任 社外 独立
(昭和23年2月29日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年 4月 東レ(株)入社
平成16年 6月 同社取締役
同 18年 6月 同社常務取締役
同 19年 6月 同社専務取締役
同 20年 6月 同社代表取締役副社長
同 25年 6月 同社相談役
(株)東レ経営研究所取締役会長
同 27年 6月 東レ(株)顧問
当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況：(株)国際協力銀行 社外取締役
(株)ディー・エヌ・エー 社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

小泉慎一氏は、長年にわたり東レ(株)の経営に携わった豊富な経験と優れた能力、識見、人格を有しており、平成27年に当社社外取締役に就任して以降、当社の経営に対し有益な助言をされております。同氏の豊富な経験と高い識見を引き続き当社取締役会における適切な意思決定及び経営監督に反映していただくため、社外取締役の候補者としております。

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 社外取締役在任年数

3年

■ 取締役会への出席状況

14/15回 (93%)



10 いずみや なおき 泉谷 直木

新任 社外 独立
(昭和23年8月9日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和47年 4月 アサヒビール(株)入社
平成12年 3月 同社執行役員
同 15年 3月 同社取締役
同 16年 3月 同社常務取締役
同 18年 3月 同社常務取締役 兼 常務執行役員
同 21年 3月 同社専務取締役 兼 専務執行役員
同 22年 3月 同社代表取締役社長
同 23年 7月 アサヒグループホールディングス(株)代表取締役社長 兼 C O O
同 26年 3月 同社代表取締役社長 兼 C E O
同 28年 3月 同社代表取締役会長 兼 C E O
同 30年 3月 同社代表取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況：アサヒグループホールディングス(株) 代表取締役会長
(株)ニュー・オータニ 社外取締役
(株)日本デザインセンター 社外取締役
(株)リクルートホールディングス 社外取締役
(平成30年6月就任予定)

■ 社外取締役候補者とした理由

泉谷直木氏は、長年にわたりアサヒグループの経営に携わった豊富な経験と優れた能力、識見、人格を有しております。その豊富な経験と高い識見を当社取締役会における適切な意思決定及び経営監督に反映していただくため、社外取締役の候補者としております。

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 社外取締役在任年数

—

■ 取締役会への出席状況

—

- (注) 1 大竹伸一氏、小泉慎一氏及び泉谷直木氏は、社外取締役候補者であります。また、3氏は当社が定める「社外役員候補者の選定要件」(17頁に記載)を満たしており、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- 2 当社は、大竹伸一氏及び小泉慎一氏と、会社法第423条第1項の責任について、両氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。
- また、泉谷直木氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 3 当社は、リニア中央新幹線工事の入札に関する独占禁止法違反事件について、平成30年3月23日に東京地方検察庁により起訴されました。司法の判断は今後の裁判によるところですが、大竹伸一氏及び小泉慎一氏は、社外取締役として在任中、本事件の発生以前から取締役会での報告等を通じて、各取締役の業務執行状況及び内部統制システムの運用状況を監視、監督するなど、法令違反等の予防を行っておりました。また、事件発生後、両氏は真相究明や再発防止に向けた実効性のある取り組みを行うよう提言するなど、その職責を十分に果たしております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、現任監査役（5名）のうち水野将氏、垣内康孝氏及び村尾裕氏の任期が満了いたしますので、監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。



1 う え の ひかる
上野 晃 (昭和29年8月12日生)

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和52年 4月 当社入社
平成22年 4月 当社執行役員 本社人事部長
同 24年 4月 当社常務執行役員
同 27年 4月 当社札幌支店長
同 30年 3月 当社顧問 (現任)

■ 監査役候補者とした理由

上野晃氏は、入社以来、事務管理部門等に従事し、平成22年に執行役員に就任して以降、本社人事部長や札幌支店長を歴任しております。このような経歴を有する同氏は、能力、識見ともに優れており、事務管理部門等での豊富な経験が当社の監査に有効に機能すると考え、候補者としております。

■ 所有する当社株式の数
19,500株

■ 取締役会への出席状況

—

■ 監査役会への出席状況

—



2 なかきた てつお 中北 哲雄

新任 社外 独立
(昭和27年7月15日生)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

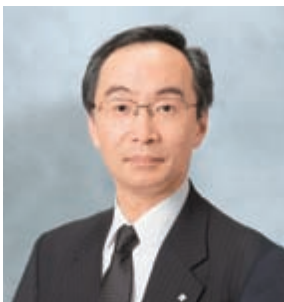
昭和51年 4月 建設省入省
平成18年 7月 国土交通省大臣官房審議官（鉄道局担当）
同 19年 7月 同省退職
同 19年 7月 (財)首都圏不燃建築公社専務理事
同 25年 6月 西日本住宅産業信用保証(株)代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況：西日本住宅産業信用保証(株) 代表取締役社長
(平成30年6月中旬退任予定)

- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会への出席状況
—
- 監査役会への出席状況
—

■ 社外監査役候補者とした理由

中北哲雄氏は、長年国土交通行政に携わった後、平成25年からは西日本住宅産業信用保証(株)代表取締役社長として企業経営にも携わっております。また、同氏は、能力、識見、人格ともに優れており、その豊富な経験と高い識見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役の候補者としております。



3 なかむら あきひこ 中村 明彦

新任 社外 独立
(昭和32年5月14日生)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和57年 3月 プライス・ウォーターハウス公認会計士共同事務所入所
同 61年 9月 公認会計士登録
平成10年 7月 青山監査法人代表社員
兼 プライスウォーターハウスクーパース（PwC）パートナー
同 12年 4月 中央青山監査法人代表社員
同 18年 9月 あらた監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）
代表社員
同 29年 6月 同監査法人及びPwC退所
同 29年 7月 公認会計士中村明彦会計事務所所長（現任）

重要な兼職の状況：公認会計士中村明彦会計事務所 所長

- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会への出席状況
—
- 監査役会への出席状況
—

■ 社外監査役候補者とした理由

中村明彦氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、会計の専門家である公認会計士としての専門的知見及び企業会計に関する豊富な経験と優れた能力、識見、人格を有しております。その豊富な経験と高い識見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役の候補者としております。

- (注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2 中北哲雄氏及び中村明彦氏は、社外監査役候補者であります。また、両氏は当社が定める「社外役員候補者の選定要件」(下記参照)を満たしており、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- 3 当社は上野晃氏、中北哲雄氏及び中村明彦氏が本総会において選任された場合には、3氏との間に会社法第423条第1項の責任について、3氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考)

<社外役員候補者の選定要件>

- 1 当社の社外役員にふさわしい能力、識見、経験及び人格を有し、当社の経営に対し、独立した客観的な立場から指摘、意見することができる人材であること
- 2 当社及び関係会社の元役員・従業員でないこと
- 3 現に契約している会計監査法人、顧問弁護士事務所及びメインバンクに現に所属し、または過去に所属していた者でないこと
- 4 出資比率10%以上の大株主(あるいは大株主である団体に現に所属し、または過去に所属していた者)でないこと
- 5 過去3会計年度において、当該取引先との年間取引額が相互の売上高の2%を超える取引先に現に所属し、または過去に所属していた者でないこと
- 6 過去3会計年度において、当社から年間2,000万円を超える寄付を行っている非営利団体の業務執行者等を現に務めている、または過去に務めていた者でないこと
- 7 3乃至6に該当する場合でも、当該団体を退職後5年以上経過していること
- 8 東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する「独立役員」の要件に該当すること

以上

× ㊦



Multiple horizontal dashed lines for text entry.

(第114回定時株主総会招集ご通知 添付書類)

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

はじめに、リニア中央新幹線工事の入札に関する独占禁止法違反事件により、株主の皆様にご多大なご心配をお掛けしましたことを心から深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けてさらなるコンプライアンスの徹底に取り組み、信頼の回復に努めてまいり所存でございますので、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

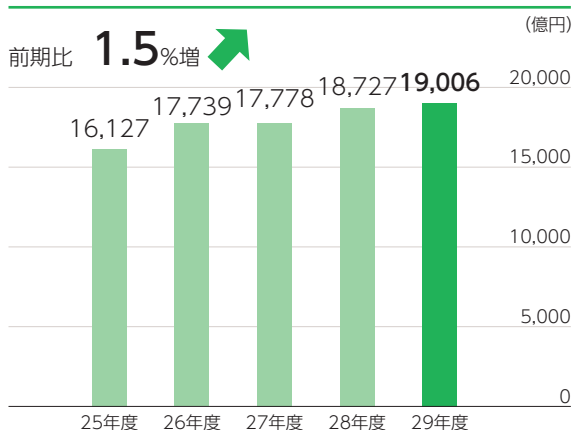
当期におけるわが国経済は、企業収益の改善や民間設備投資の増加などを受けて、景気は緩やかに回復を続けました。

国内の建設市場におきましては、公共工事、民間工事の発注がともに堅調に推移しており、引き続き良好な受注環境にあります。

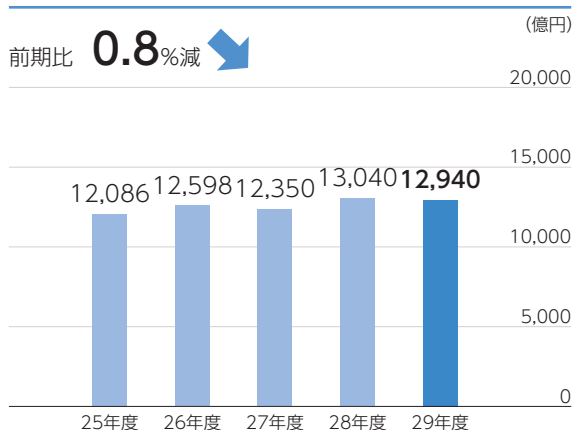
こうした情勢下にあります、当期における当社グループの連結業績につきましては、売上高は子会社の建設事業売上高が増加したことなどから、前期比約279億円（1.5%）増の約1兆9,006億円となりました。損益の面では、建設事業売上高の増加に伴い、完成工事総利益が増加したことなどから、営業利益は前期比約40億円（3.0%）増の約1,378億円、経常利益は前期比約38億円

（2.7%）増の約1,439億円となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、当社及び子会社において独占禁止法関連損失引当金を計上したことなどから、前期比約18億円（1.9%）減の約926億円となりました。

■ 売上高（連結）

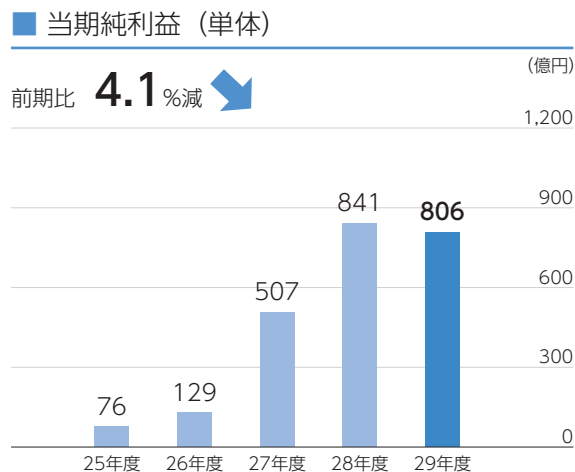
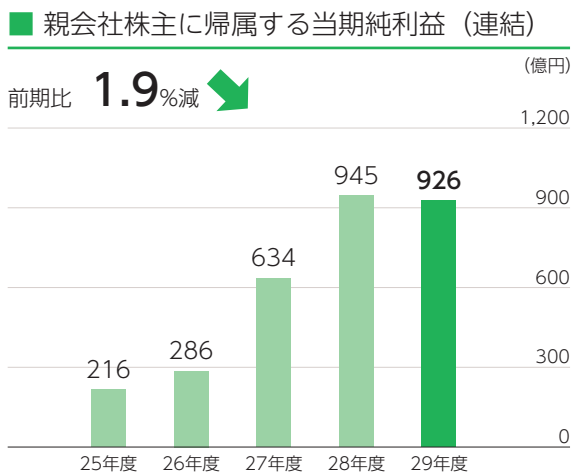


■ 売上高（単体）



■ 売上高 (連結)	(前期比)
19,006 億円	+279億円 (+1.5%)
■ 営業利益 (連結)	(前期比)
1,378 億円	+40億円 (+3.0%)
■ 経常利益 (連結)	(前期比)
1,439 億円	+38億円 (+2.7%)
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (連結)	(前期比)
926 億円	△18億円 (△1.9%)

■ 売上高 (単体)	(前期比)
12,940 億円	△100億円 (△0.8%)
■ 営業利益 (単体)	(前期比)
1,097 億円	+15億円 (+1.4%)
■ 経常利益 (単体)	(前期比)
1,178 億円	+13億円 (+1.1%)
■ 当期純利益 (単体)	(前期比)
806 億円	△34億円 (△4.1%)





事業別の概況

建設事業



■ 受注高

17,747 億円

■ 売上高

18,209 億円

■ 営業利益

1,266 億円

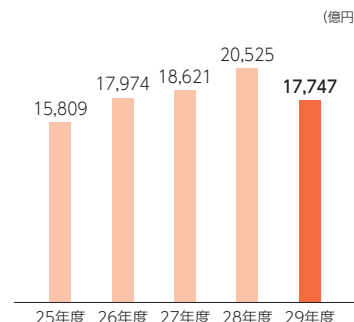
建設事業

受注高

前期比 **13.5%減**

受注高につきましては、前期に子会社の海外建築事業で大型工事を受注した反動減などから、前期比約2,777億円(13.5%)減の約1兆7,747億円となりました。その内訳は国内建築事業約1兆167億円、海外建築事業約3,144億円、国内土木事業約3,876億円、海外土木事業約558億円であります。

当社単体の受注高は前期比約452億円(3.4%)減の約1兆3,031億円となりました。その内訳は、建築工事は前期比約572億円(5.4%)減の約9,954億円、土木工事は前期比約119億円(4.1%)増の約3,076億円であります。



主な
受注工事

発注者	工事名称
住友商事(株)	(仮称) 神田錦町二丁目計画新築工事
(株)みずほフィナンシャルグループ 一般社団法人 全国銀行協会 三菱地所(株)	(仮称) 丸の内1-3計画新築工事
東扇島プロパティ-特定目的会社	(仮称) 東扇島物流施設開発計画新築工事
住友不動産(株)	(仮称) 梅田曽根崎計画新築工事
環境省	平成29年度中間貯蔵(大熊3工区)土壌貯蔵施設等工事
サンフランシスコ市公益事業委員会	サウスイースト下水汚泥処理施設建設工事(米国)※

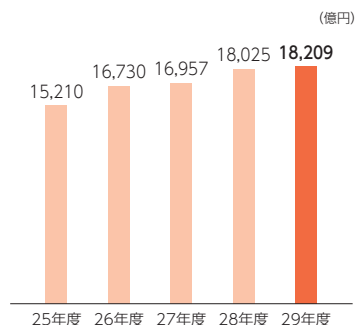
(注) ※は大林USAの子会社であるウェブコー社の受注工事、その他は当社の受注工事であります。

建設事業 売上高

前期比 **1.0%**増 

売上高につきましては、子会社の海外建築事業及び国内土木事業で増加したことなどから、前期比約184億円（1.0%）増の約1兆8,209億円となりました。その内訳は国内建築事業約1兆143億円、海外建築事業約3,839億円、国内土木事業約3,461億円、海外土木事業約764億円であります。

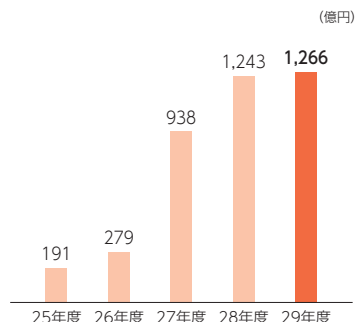
当社単体の売上高は前期比約94億円（0.7%）減の約1兆2,764億円となりました。その内訳は、建築工事は前期比約25億円（0.3%）減の約9,889億円、土木工事は前期比約69億円（2.4%）減の約2,874億円であります。



建設事業 営業利益

前期比 **1.8%**増 

営業利益につきましては、当社の国内工事における工事利益率の改善に伴い完成工事総利益が増加したことなどから、前期比約22億円（1.8%）増の約1,266億円となりました。



主な完成工事

発注者	工事名称
赤坂一丁目地区市街地再開発組合	赤坂インターシティA I R新築工事
日本橋二丁目地区市街地再開発組合	太陽生命日本橋ビル新築工事
学校法人 帝京大学	帝京大学八王子キャンパス ソラティオスクエア新築工事
ニュージーランド交通局	ウォータービュー高速道路建設工事（ニュージーランド）
芙蓉総合リース(株)	プライムツリー赤池新築工事
オフィア・ロチャー・レジデンシャル社 オフィア・ロチャー・ホテル社 オフィア・ロチャー・コマーシャル社	DUO-オフィア・ロチャー複合施設新築工事（シンガポール）※

(注) ※は大林シンガポールの完成工事、その他は当社の完成工事であります。

当社グループの主な完成工事



DUO-オフィア・ロチャ-複合施設新築工事（シンガポール）



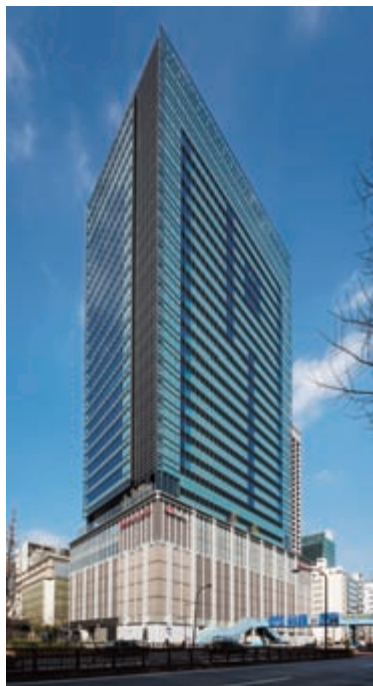
ウォータービュー高速道路建設工事（ニュージーランド）



プライムツリー赤池新築工事（愛知県）



赤坂インターシティA1R新築工事（東京都）



太陽生命日本橋ビル新築工事（東京都）



帝京大学八王子キャンパス ソラティオスクエア新築工事（東京都）



事業別の概況

不動産事業

不動産事業につきましては、子会社における事業用不動産の保有ポートフォリオ見直しに伴い、一部物件を売却したことなどから、売上高は前期比約57億円（14.9%）増の約445億円、営業利益は前期比約14億円（19.8%）増の約86億円となりました。



事業別の概況

その他の事業

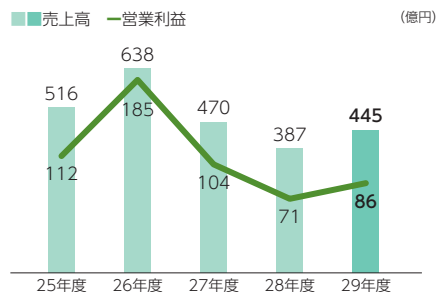
その他の事業につきましては、当期に新規稼働した太陽光発電所の売上が加わったことなどから、売上高は前期比約37億円（11.9%）増の約351億円、営業利益は前期比約3億円（16.6%）増の約25億円となりました。

売上高

445億円 前期比 14.9%増

営業利益

86億円 前期比 19.8%増

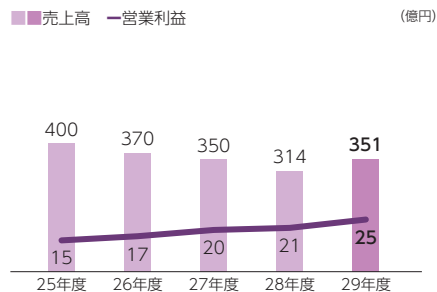


売上高

351億円 前期比 11.9%増

営業利益

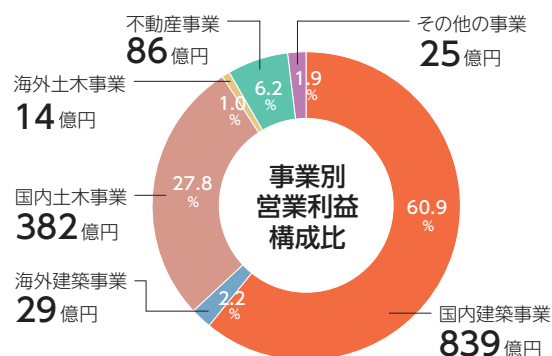
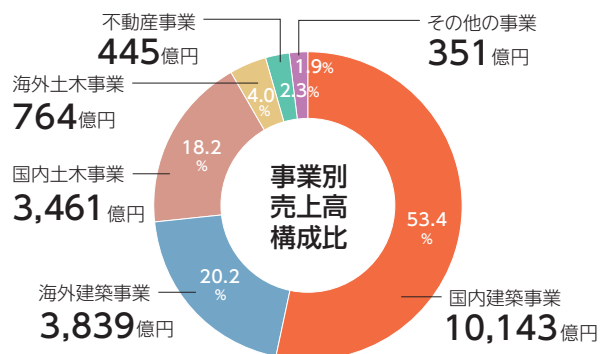
25億円 前期比 16.6%増



事業別 売上高及び営業利益 (連結)

(単位：億円)

区 分	建設事業					不動産事業	その他の事業	合 計
	国内建築	海外建築	国内土木	海外土木	建設事業計			
売上高	10,143	3,839	3,461	764	18,209	445	351	19,006
営業利益	839	29	382	14	1,266	86	25	1,378



(2) 資金調達の状況

当期におきましては、金融機関からの借入などによる資金調達を行い、運転資金及び設備投資に充当いたしました。

当期末における連結有利子負債残高は、前期末に比べ約33億円増加し、約2,767億円となりました。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は、約763億円であります。このうち主なものは、事業用不動産及び機械装置の購入等であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、リニア中央新幹線工事の入札に関する独占禁止法違反事件を踏まえ、「あらゆる事業運営においてコンプライアンスを最優先する経営」を強固に推進し、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

また、当社グループは平成29年度から5ヵ年計画「中期経営計画2017」に取り組んでおります。今後も同計画の施策を力強く推進し、業績の維持・拡大を目指すとともに、「働き方改革」の推進により、総労働時間縮減と生産性向上を両立させることで、企業価値の向上に努めてまいります。

1 平成30年度に実施する再発防止策

当社は、リニア中央新幹線工事の入札に関する独占禁止法違反事件について、本年3月23日に東京地方検察庁から起訴されました。

当社では、平成18年に「独占禁止法遵守プログラム」（※本事業報告29～31頁）を策定し、全社を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んでまいりましたが、今般、かかる事態を招いたことを受け、これまでの施策に加えて、平成30年度に以下の再発防止策を実施することとしております。（当期に実施済みの再発防止策につきましては、本事業報告47頁「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」に記載しております。）

【平成30年度に実施する再発防止策】

目 的	追 加 施 策
同業者との接触ルールの厳格化	<ul style="list-style-type: none">・（一社）日本建設業連合会等の業界団体や技術団体及び発注者が公式行事として主催する懇親会に同業者が同席する場合、その参加には事前の承認手続きを必要とし、参加者に注意を促す・また、上記公式行事以外については、同業者が同席する懇親会は原則として参加禁止とする・同業者との会合の事前報告制度「同業者との会合等報告制度」の見直し ⇒これまで主に営業部門（支援部門含む）を報告対象としていたが、すべての役員及び従業員を報告対象とする・「談合行為等に直面した場合の行動プログラム」（※）の一部改正及び再周知（※）以下、4パターンにおける、行動プログラム及び報告手順を定めたもの<ol style="list-style-type: none">① 同業者の会合で入札談合の話が出た場合② 公共工事の発注者から官製談合への関与を求められた場合（今回、民間発注者も対象に追加）③ 現に行われている談合に巻き込まれた場合④ 当社の役職員が談合に関与していることを知った場合

目的	追加施策
独占禁止法の正しい理解の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・営業活動において誤解しやすい事柄、判断に迷う事柄を中心に独占禁止法の解説資料を作成 ・上記資料の内容は、毎年4月～5月に当社すべての職場で実施している、企業倫理職場内研修の平成30年度版テキストにも掲載 ・毎年、秋に営業部門を対象に実施する独占禁止法遵守教育の対象者に、本年から技術部門も追加したうえで、営業活動において誤解しやすい事柄、判断に迷う事柄を重点的に解説する
違反行為を行う・見過ごす心理的要因の除去 ・内部通報制度利用への心理的ハードルの低減 ・違反行為を正当化する理由はないこと等の意識付け ・上司の指示であっても誤りを指摘できる企業文化の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度の見直し（通報の義務化、社内リニエンシーの明記） ⇒不正行為が発生し又は発生するおそれがあると判断した場合には、自己の関与の如何にかかわらず、職制を通じた報告又は内部通報を義務化 ⇒入札不正に係る独占禁止法違反又はそのおそれのある行為に関しては、自己が一旦関与してしまった場合であっても、内部通報者に対しては社内処分の減免を図る旨を明記 ・内部通報制度の全役職員への周知を年1回から年2回とし、上記社内リニエンシーの明記とあわせて、以下①～②を重点的に解説することで、内部通報制度の利用を促進する <ol style="list-style-type: none"> ① 内部通報により違反行為を未然防止することが、会社のみならず、結果として対象行為者を助けることになること ② 内部通報によりその後、不利益取扱いされることは断じてないこと ・機会あるごとにトップメッセージとして、以下内容を発信する <ol style="list-style-type: none"> ① 事業活動のすべてにおいて法令遵守が優先し、不正行為による受注は会社として一切求めていること ② 法令違反行為に自己正当化する理由はないこと ③ 上司の指示であったとしても法令違反行為は許されるものではないこと ・上司に対しても積極的に意見を具申でき、誤りがあれば指摘できる雰囲気であることが、危機の未然防止につながり企業価値を高めるという意識を社内でも共有するべく、人事考課の評定項目に「上司への積極的な意見具申」を加えるとともに、定期研修における意識付けを行っていく
監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・同業者が宛先及び発信元となっているメールについて、その内容を内部監査部門がチェック（AIの活用も検討） ・入札の全過程を監査する「ウォークスルー監査」のサンプリング対象に民間工事を追加（これまでは公共工事のみが対象）

このほか、起訴される事態に至ったことを厳粛に受け止め、さらなるコンプライアンスの徹底に取り組む決意の表明として、取締役報酬を自主返上することとしております。

報酬返上の内容：平成30年4月1日現在の代表取締役全員 月額報酬の30%
 平成30年4月1日現在の取締役全員（社外取締役除く） 月額報酬の20%
 報酬返上の期間：平成30年4月～6月（3ヵ月間）

また、今後は刑事裁判の進捗等を見極めながら、社外有識者で構成する第三者委員会を設置し、客観的な調査結果に基づく発生原因の究明や、それに応じた実効性のある再発防止策を検討する予定としております。

【前記の再発防止策を盛り込んだ独占禁止法遵守プログラム】（赤字が改正部分）

独占禁止法遵守プログラム

制定 平成18年10月31日

改正 平成30年6月1日

（この日前のものは省略）

区 分	具体的な取組み
「許さない雰囲気」の醸成 (統制環境)	<p>① 「定款」に「法令遵守及び良識ある行動の実践」を規定</p> <p>② あらゆる機会を通じた経営トップ層による独占禁止法遵守の表明、宣言（※） (次代の経営陣に受け継ぐ仕組みの構築)</p> <p>（※）・事業活動の全てにおいて法令遵守が優先し、不正行為による受注は会社として一切求めていないこと ・法令違反行為に自己正当化する理由はないこと ・上司の指示であったとしても法令違反行為は許されるものではないこと 等</p> <p>③ 違反した場合の厳正な社内処罰の実施</p> <p>④ 経営トップの決意表明、社内処罰など必要な情報を適時に開示</p> <p>⑤ 「大林組基本理念」において、事業活動を行ううえでの「企業行動規範」を規定し、イントラネットのトップページに掲載</p> <p>⑥ 不正を指摘できる風通しの良い企業文化の醸成 ・上司に対しても積極的に意見を具申でき、誤りがあれば指摘できる雰囲気であることが、危機の未然防止につながり企業価値を高めるという意識を社内で共有するべく、人事考課において「上司への積極的な意見具申」を評定項目とするとともに、定期研修において意識付けを行う</p>
リスクの評価と対応	<p>① 独占禁止法違反リスクに即したマニュアルの整備 ア 独占禁止法違反リスクの高さや内容を把握したうえで、当社の事業活動における違反リスクの洗い出しを行う イ 部門ごとに具体的な行動指針が示されるよう留意する</p> <p>② 独占禁止法に関する相談窓口の設置（法務部）</p>
「させない仕組み」の構築 (統制活動)	<p>① 独占禁止法遵守のための行動指針の制定、体制の整備 ア 「大林組基本理念」の制定及び見直し イ 企業倫理委員会の設置・運営（委員長：社長、事務局：本社総務部） ・年間4回程度開催することとし、必要に応じて取締役会に活動状況を報告する ・各店に支店企業倫理委員会を設置し、自主的な企業倫理推進活動を行う ウ 企業倫理推進体制の整備 ・企業倫理責任者：役付執行役員、支店長 ・企業倫理推進者：部門長 ・企業倫理推進担当部門：本社総務部 エ グループ会社における企業倫理の取組みの定着促進 ・グループ会社に当社の取組みを水平展開する</p> <p>② 独占禁止法遵守マニュアルの周知徹底（※）、実施状況の把握 （※）営業活動において誤解しやすい事柄や判断に迷う事柄を重点的に解説</p>

区 分	具体的な取組み
	<p>③ 談合行為等に直面した場合の行動プログラム (※) の周知徹底</p> <p>(※) 談合行為等に直面した際に職制を通じて企業倫理委員会へ報告するよう定めたプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同業者の会合で入札談合の話が出た場合 ・公共工事及び民間工事の発注者から談合への関与を求められた場合 ・現に行われている談合に巻き込まれた場合 ・当社の役職員が談合に関与していることを知った場合 <p>④ 役員・従業員に対する定期的かつ継続的な講習会・研修会の実施</p> <p>ア 企業倫理責任者（役付執行役員、支店長）による企業倫理推進者（部門長）研修の実施</p> <p>イ 企業倫理推進者（部門長）による職場内倫理研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材に基づくレクチャー方式のほか、事例を踏まえ、「自分の職場で起きうるか？」などを職場内で討議してもらう方式とする ・企業倫理推進者は、職場の受講者から受講済みのサインを取得し、本社総務部に提出する <p>ウ 企業倫理推進者による職場内倫理研修終了後、全役職員を対象としたeラーニングを実施し、効果を測定する</p> <p>エ 階層別並びに営業担当者及び技術部門担当者向けの独占禁止法遵守研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修担当部門は、受講者から受講済みのサインを取得する <p>オ コンプライアンス担当役員による各店巡回指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各店幹部を対象に個別面談方式によるヒアリングと指導を行う <p>⑤ 個別具体的な統制・管理</p> <p>ア 全部門の部長クラス、営業部門及び営業支援部門の所属員から「独占禁止法を遵守し、違反する行為は絶対に行わない」旨の誓約書を徴収（本人はもとより、部下が違反した場合であっても、その上司を含めて厳しく処分するという内容）</p> <p>イ 同業者との会合等（電話、メールも含む）は全て上司に報告のうえ承認を受ける</p> <p>ウ 業界団体や技術団体及び発注者が主催する公式行事を除き、同業者が同席する懇親会は原則として参加禁止とする</p> <p>エ 工事応札に際しての社内決裁書類に「独占禁止法遵守誓約捺印欄」を設ける（見積金額の算出や入札（提出見積）金額決定など工事応札に至るプロセスにおいて談合行為のないことを応札責任者が常にチェックし、同欄に捺印する）</p> <p>オ 共同企業体を組成して入札参加する際に、構成員間で法令遵守を誓約する書面を取り交わす</p> <p>カ 社外団体入会時には、規約等に独占禁止法上の問題がないか、担当部署によるチェックを受ける</p> <p>キ 国家公務員倫理法の適用対象者等（国家公務員、地方公務員、みなし公務員）と会食等をした場合には、書面により報告させる</p>

区 分	具体的な取組み
<p>適時的確な情報の伝達 (情報と伝達)</p>	<p>① 情報が適時・的確に伝達される体制の整備と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 内部通報制度として企業倫理通報制度を整備する（社内窓口を企業倫理委員会事務局に、社外窓口を外部の弁護士事務所にそれぞれ設置する） イ 企業倫理通報制度を全役職員へ年2回周知し、以下を説明することで同制度の利用を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・内部通報により違反行為を未然防止することが、会社のみならず、結果として対象行為者を助けることになること ・内部通報によりその後、不利益取扱いされることは断じてないこと ・不正行為が発生し又は発生するおそれがあると判断した場合には、自己の関与の如何にかかわらず、職制を通じた報告又は窓口への通報が義務付けられていること ・入札不正に係る独占禁止法違反又はそのおそれのある行為に関しては、自己が一旦関与してしまった場合であっても、内部通報者に対しては社内処分の減免を図る制度があること（社内リニエンシー）
<p>監視と改善 (モニタリング)</p>	<p>① 独占禁止法遵守の観点からの定期的・継続的な監査・モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 「談合等監視プログラム」等に基づく監査役、監査役会及び監査役室によるモニタリング イ 企業倫理委員会のメンバーである社外有識者や職員組合委員長など、第三者の視点からのモニタリング ウ 同業者が宛先及び発信元となっているメールの内容を業務管理室がチェック <p>② 企業倫理責任者、推進者による自己点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 企業倫理推進者による自部門の自己点検の定期的な実施 イ 企業倫理責任者は企業倫理推進者が行う職場内倫理研修、自己点検の実施状況を把握する ウ 企業倫理推進担当部門（本社総務部）は、年1回、本プログラムの項目ごとに自己点検を実施し、企業倫理委員会に報告するとともに、必要な見直しを行う <p>③ J-SOXの手法を活用した自己点検及びモニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 営業部門等は、各業務プロセスにおいて談合行為が行われる潜在リスクとそれを未然防止するためのコントロール手段を対応させたRCM（リスクコントロールマトリクス）に則って、自己点検を実施する イ 業務管理室は、営業部門等の自己点検とは別に、営業部門等の業務管理状況をモニタリングする ウ 業務管理室は、サンプリング調査として各店の応札案件（公共工事及び民間工事とも）についてウォークスルー監査を実施する

2 大林組グループ中期経営計画2017の力強い推進・加速

大林組グループは、創業150周年（2042年）の「目指す将来像」の実現に向けて、平成29年度を初年度とする5ヵ年計画「大林組グループ中期経営計画2017」を推進しております。平成30年度も、「ゼネコン」の枠にとらわれることなく成長を続け、事業環境の変化にしなやかに適応しながら、すべてのステークホルダーの期待に応える企業グループへと進化してまいります。



■主な経営指標目標

中期経営計画2017では、計画策定から5年後の2021年度末の経営指標目標を定めています。

2021年度末 B/S (連結)		
自己資本額	9,000億円 利益剰余金 7,000億円	2017年度末実績 6,848億円 4,048億円
自己資本比率	40%	31.9%
ネット有利子負債	ゼロ 有利子負債 2,500億円 現金 2,500億円	866億円 2,767億円 1,900億円
2021年度 P/L (連結)		
売上高	2兆円程度	2017年度実績 19,006億円
営業利益	1,500億円程度	1,378億円
親会社株主に 帰属する 当期純利益	1,000億円程度	926億円
1株当たり当期純利益 (EPS)	150円程度	129.09円
自己資本利益率 (ROE) 自己資本増強により財務レバレッジが 下がるためROEが低下	10%超の水準	14.5%

- さらなる財務体質の改善
- 想定外の事業リスクにも耐えうる自己資本の増強
- 事業領域拡大に向けた計画的かつ機動的な成長投資を支える投資余力の増強

- 安定的な利益水準の維持とその拡大により企業価値を向上

■投資計画

目指す将来像の実現に向けた「布石」として、平成29年度から5年間で4,000億円の投資を行います。

中期経営計画2017		2017年度実績
2017～2021計画	(年度平均)	

■「最高水準の技術力と生産性を備えたリーディングカンパニー」であり続けるための継続的な投資

建設技術の研究開発	1,000億円	(200億円)	191億円
工事機械・事業用施設	500億円	(100億円)	81億円

■「多様な収益源を創りながら進化する企業グループ」の実現に向けた投資

不動産賃貸事業	1,000億円	(200億円)	598億円
再生可能エネルギー事業ほか	1,000億円	(200億円)	143億円

■機会を捉えた成長投資

M&Aほか	500億円	(100億円)	255億円
総投資額	4,000億円	(800億円)	1,271億円

■事業戦略と取り組み状況

既存4本柱（建築・土木・開発・新領域）の強化、事業領域の深化・拡大、さらなるグローバル化を加速させます。以下は具体的施策とその目的です。

| 建設事業 |

◆生産性向上

- ・シリコンバレーで次世代生産システムの共同研究、共同開発スタート
- ・設計や現場のノウハウや強みをビッグデータとして集積

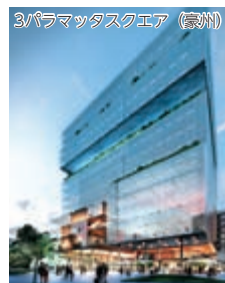
技術革新の基盤として、
最高水準の生産性や付加価値創出を実現



◆働き方改革

- ・総労働時間の縮減、工事事務所4週8休に向け、働き方改革アクションプランを策定、実施

生産性向上と両輪で推進し、
「魅力ある建設業」への発展に貢献



◆海外建設

- ・豪州で事業規模を拡大

さらなるグローバル化の推進



| 開発事業 |

- ・東京都心部での大型賃貸不動産投資を拡大
- ・タイ大林がバンコックで高層オフィスビル用地を取得

ポートフォリオの多様化を推進し
不動産市場の変化に柔軟に対応

| 新領域事業 |

- ・バイオマス発電事業への取り組みを強化
- ・ニュージーランドの地熱電力を利用したCO₂フリー水素製造・流通に関する実証研究を現地企業と共同で開始

洋上風力発電などさらなる領域拡大



■ 経営基盤戦略

事業環境の変化にしなやかに適応しながら、経営基盤をより強固なものにします。

技術開発

- ・次世代移動通信システム「5G」と4K3Dモニターを活用した建設機械による遠隔施工に成功
- ・AIによる画像解析技術を利用したコンクリートのひび割れ自動検出手法を確立

IoT/AIを活用した生産性向上に資する技術開発をさらに推進

人材・組織

- ・事業領域の多様化にしなやかに対応し、多様な人材の挑戦を支える諸制度を実現

ESG経営の推進

- ・環境(E)負荷の少ない事業活動を推進
- ・人々に安全・安心を提供して社会(S)に貢献
- ・コンプライアンスの徹底を中心にガバナンス(G)を強化



3 働き方改革への取り組み

これまで当社は、従業員の心身の健康維持・向上と建設業の担い手確保を目的として総労働時間の縮減に取り組んでまいりました。中期経営計画2017の事業戦略にもあるとおり、長時間労働の是正は、業務効率化や生産性向上と両輪の課題となっております。

こうしたなか、当社は昨年9月に社長直轄の「働き方改革推進プロジェクト・チーム」を設置し、本年4月に具体的な働き方改革アクションプランを策定しました。今後、以下の施策を推進することで労働時間縮減と生産性向上を目指し、業績向上につなげるとともに、「魅力ある建設業」の実現にも寄与してまいります。

【働き方改革アクションプランの施策】

取り組み事項	平成30年度の主な施策
(1) 長時間労働の是正	<ul style="list-style-type: none">・ICT技術を活用した業務効率化・工事事務所における4週8休の実現に向けた振替休日の取得奨励
(2) 年休取得の推進	<ul style="list-style-type: none">・休日休暇取得予定表の活用による計画的な年休取得・秋の連休シーズンにおける年休取得促進期間の実施
(3) 柔軟な働き方の促進	<ul style="list-style-type: none">・テレワーク制度の導入・育児・介護関連制度のさらなる充実

当社グループは、あらゆる事業活動においてコンプライアンスを徹底したうえで、生活・社会・産業基盤の整備を通じて、人々の暮らしに安全・安心を提供し、経済発展に寄与するという社会的使命を果たしてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第110期 (平成25年度)	第111期 (平成26年度)	第112期 (平成27年度)	第113期 (平成28年度)	第114期 〔当期〕 (平成29年度)
売 上 高	1,612,756	1,773,981	1,777,834	1,872,721	1,900,655
営 業 利 益	31,991	48,388	106,380	133,742	137,800
経 常 利 益	40,135	59,913	111,208	140,106	143,951
親会社株主に帰属する 当期純利益	21,627	28,695	63,437	94,501	92,662
1株当たり当期純利益 (EPS)	30円11銭	39円96銭	88円36銭	131円66銭	129円09銭
総 資 産	1,818,886	1,996,193	1,951,907	2,015,996	2,148,861
純 資 産	448,108	549,483	561,658	644,076	711,525
自己資本利益率 (ROE)	5.4%	6.2%	12.4%	17.0%	14.5%

(注) 1株当たり当期純利益 (EPS) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。

<参考：大林組単体業績の推移>

(単位：百万円)

区 分	第110期 (平成25年度)	第111期 (平成26年度)	第112期 (平成27年度)	第113期 (平成28年度)	第114期 〔当期〕 (平成29年度)
受 注 高	1,227,382	1,311,543	1,428,954	1,366,562	1,320,775
売 上 高	1,208,677	1,259,806	1,235,098	1,304,065	1,294,062
営 業 利 益	2,789	18,958	76,351	108,221	109,727
経 常 利 益	11,331	31,148	82,816	116,530	117,850
当 期 純 利 益	7,651	12,924	50,729	84,145	80,677
1株当たり当期純利益 (EPS)	10円65銭	18円00銭	70円66銭	117円23銭	112円39銭
総 資 産	1,397,663	1,501,829	1,441,241	1,504,594	1,600,355
純 資 産	350,917	424,902	424,138	492,354	568,221
自己資本利益率 (ROE)	2.2%	3.3%	11.9%	18.4%	15.2%

(注) 1株当たり当期純利益 (EPS) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
大林道路株式会社	百万円 6,293	100 %	道路工事等の土木工事、建築工事、資材等の製造・販売
株式会社内外テクノス	百万円 150	100 %	建築工事、造作建具工事、内外装工事、資材等の販売・賃貸
大林ファシリティーズ株式会社	百万円 50	100 %	建物・設備の総合管理、建築工事、事務業務の受託
オーク設備工業株式会社	百万円 300	100 %	空気調和・クリーンルーム・衛生消火等の設備工事
大林新星和不動産株式会社	百万円 6,170	100 %	不動産の所有・売買・貸借・管理・鑑定・仲介、損害保険代理業
株式会社大林クリーンエナジー	百万円 10	100 %	再生可能エネルギーによる発電、電気販売、発電設備の運用・保守管理、同エネルギーの調査・研究
株式会社オーシー・ファイナンス	百万円 500	100 %	金銭の貸付、債務の保証、有価証券の保有・運用、債権の買取
大林 U S A	千米ドル 56,362	100 %	建築工事、土木工事、資材等の販売、不動産の所有・売買・貸借・管理・仲介
大林カナダホールディングス	千カナダドル 41,001	100 %	土木工事、建築工事
ジャヤ大林	千インドネシアピア 622,500	85.00 %	建築工事、土木工事
タイ大林	千タイバーツ 10,000	51.50 %	建築工事、土木工事、資材等の販売、不動産の所有・売買・貸借・管理・仲介
台湾大林組	千ニュー台湾ドル 690,000	100 %	建築工事、土木工事、資材等の販売
大林シンガポール	千シンガポールドル 16,000	100 %	建築工事、土木工事
大林ベトナム	千米ドル 5,000	100 %	建築工事、土木工事

- (注) 1 上記の重要な子会社14社を含む連結子会社は93社、持分法適用会社は25社であります。
2 当社は、公開買付け等の方法により、平成29年9月20日付で大林道路株式会社を完全子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社グループは、建設事業、不動産事業を主要な事業として行っております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-26)第3000号〕及び一般建設業者〔(般-26)第3000号〕として国土交通大臣許可を受け、建築・土木並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許〔(14)第791号〕を受け、不動産の売買、賃貸及びこれらに関連する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等 (平成30年3月31日現在)

当 社	主要な営業所	本 社 東京都港区港南2丁目15番2号 札幌支店、東北支店(仙台市)、東京本店(東京都港区)、横浜支店、北陸支店(新潟市)、名古屋支店、京都支店、大阪本店、神戸支店、広島支店、四国支店(高松市)、九州支店(福岡市)、海外支店(東京都港区)
	研 究 所	技術研究所(東京都清瀬市)
	海 外 事 務 所	ロンドン、サンフランシスコ、オークランド、シドニー、グアム、台北、ジャカルタ、ハノイ、プノンペン、シンガポール、クアラルンプール、バンコック、ヤンゴン、ドバイ
子 会 社	大林道路株式会社(東京都千代田区)	
	株式会社内外テクノス(東京都新宿区)	
	大林ファシリティーズ株式会社(東京都千代田区)	
	オーク設備工業株式会社(東京都中央区)	
	大林新星和不動産株式会社(東京都千代田区)	
	株式会社大林クリーンエナジー(東京都港区)	
	株式会社オーシー・ファイナンス(東京都港区)	
	大林USA(サンフランシスコ)	
	大林カナダホールディングス(バンクーバー)	
	ジャヤ大林(ジャカルタ)	
	タイ大林(バンコック)	
	台湾大林組(台北)	
大林シンガポール(シンガポール)		
大林ベトナム(ホーチミン)		

(9) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

(単位：名)

区 分		従業員数	前期末比増減
建設事業	国内建築	7,195	+227
	海外建築	2,901	+75
	国内土木	3,060	△2
	海外土木	349	△9
	計	13,505	+291
不動産事業		332	△47
その他の事業		522	+21
合 計		14,359	+265

<参考：大林組単体の従業員の状況>

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,609名	+85名	42.4歳	17.2年

(10) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	30,546
株式会社みずほ銀行	22,680
株式会社三井住友銀行	22,430
日本生命保険相互会社	19,383
太陽生命保険株式会社	11,404

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に行名変更しております。

2 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1)	発行可能株式総数	1,224,335,000株（前期末比 増減なし）
(2)	発行済株式総数	721,509,646株（前期末比 増減なし）
(3)	株主数	55,507名
(4)	大株主	

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	56,252千株	7.83%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	50,740	7.07
日本生命保険相互会社	20,905	2.91
大 林 剛 郎	16,944	2.36
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	14,593	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	12,904	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	12,840	1.79
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	9,851	1.37
大 林 組 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	9,594	1.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	9,551	1.33

(注) 持株比率は自己株式数（3,449,949株）を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
大林 剛 郎	代表取締役会長		
蓮輪 賢 治	代表取締役社長		
浦 進 悟	代表取締役副社長執行役員	建築全般	
白石 達	取締役		
原田 昇 三	取締役		
岸田 誠	取締役		
三輪 昭 尚	取締役		
大塚 二 郎	取締役専務執行役員	開発事業本部長	
大竹 伸 一	取締役		(株)大阪国際会議場 社外取締役
小泉 慎 一	取締役		(株)国際協力銀行 社外取締役 (株)ディー・エヌ・エー 社外監査役
水野 将	常勤監査役		
歌代 正	常勤監査役		
垣内 康 孝	監査役		
村尾 裕	監査役		三井ホーム(株) 社外監査役 村尾公認会計士事務所 所長
横川 浩	監査役		(公財)日本陸上競技連盟 会長 (一社)電気自動車普及協会 会長 (一財)素形材センター 会長

- (注) 1 取締役岸田誠氏は、平成30年3月16日をもってタイ大林の取締役を退任しております。
 2 取締役大竹伸一氏及び取締役小泉慎一氏は、社外取締役であります。
 3 監査役垣内康孝氏、監査役村尾裕氏及び監査役横川浩氏は、社外監査役であります。
 4 取締役大竹伸一氏及び取締役小泉慎一氏並びに監査役垣内康孝氏、監査役村尾裕氏及び監査役横川浩氏は、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
 5 監査役村尾裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6 当事業年度においては、平成30年1月23日付で土屋幸三郎氏が取締役及び執行役員を辞任しております。

(ご参考)

平成30年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。(※印は取締役兼務者)

地 位	氏 名	担 当
※ 社長	運輸 賢治	
※ 副社長執行役員	浦 進悟	建築全般
専務執行役員	小寺 康雄	事務全般
専務執行役員	掛布 勇	大阪本店長
専務執行役員	中村 美治	海外支店長
専務執行役員	小林 千彰	東京本店長 兼 東京本店建築事業部長
専務執行役員	村田 俊彦	建築本部長
専務執行役員	佐藤 健人	土木全般・土木本部長
※ 専務執行役員	大塚 二郎	開発事業本部長
常務執行役員	桐谷 篤輝	東京本店建築事業部副事業部長 (営業担当)
常務執行役員	引田 守	九州支店長
常務執行役員	秀高 誠	広島支店長
常務執行役員	梶田 直揮	技術本部長 兼 原子力本部長・情報システム担当
常務執行役員	ソポン・チンタウォンワニッチ	タイ大林代表取締役社長
常務執行役員	村上 考司	名古屋支店長
常務執行役員	小野崎 寛和	海外支店北米統括事務所長
常務執行役員	黒川 修治	東京本店土木事業部長
常務執行役員	松本 伸	土木本部生産技術本部長
常務執行役員	大川 勝義	東京本店丸の内1-3 J V 工事事務所総括所長
常務執行役員	瀬古口 芳実	東京本店建築事業部副事業部長 (営業担当)
常務執行役員	笹川 淳	大阪本店建築事業部長
常務執行役員	山本 裕一	テクノ事業創成本部長
常務執行役員	國枝 剛二	東京本店建築事業部副事業部長 (建築設備・リニューアル担当)
常務執行役員	長谷川 仁	東京本店建築事業部副事業部長 (営業担当)
常務執行役員	山元 英輔	海外支店副支店長 (土木担当)
執行役員	東谷 昌次	京都支店長
執行役員	塙 守幸	東京本店品川エリア総合工事事務所総括所長
執行役員	竹内 孝	四国支店長
執行役員	塔本 均	神戸支店長

(注) 専務執行役員 大塚二郎は、平成30年6月26日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任する予定であります(専務執行役員は継続)。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	川崎 満	海外支店副支店長（企画・総務担当）
執行役員	多尾田 望	北陸支店長
執行役員	川口 晋	大阪本店建築事業部担任副事業部長（建築設計担当） 兼 設計本部副本部長
執行役員	清見 敏郎	名古屋支店副支店長（建築担当）
執行役員	齋藤 正博	大林新屋和不動産(株)代表取締役社長
執行役員	野平 明伸	名古屋支店副支店長（土木担当）
執行役員	野村 一成	土木本部副本部長
執行役員	和國 信之	東北支店長
執行役員	勝俣 英雄	技術研究所長 兼 技術本部副本部長
執行役員	川上 宏伸	大阪本店建築事業部担任副事業部長（生産担当）
執行役員	佐々木 嘉仁	大阪本店土木事業部長
執行役員	佐藤 俊美	経営企画室・グループ事業統括室・人事部・財務部・経理部担当 兼 東京本店統括部長（生産事務担当）
執行役員	永井 靖二	大阪本店建築事業部担任副事業部長（営業担当）
執行役員	東出 明宏	東京本店土木事業部担任副事業部長
執行役員	池田 恭二	土木本部副本部長（営業担当）
執行役員	嘉藤 洋光	海外支店副支店長（建築担当）
執行役員	賀持 剛一	設計本部長
執行役員	後藤 和幸	建築本部副本部長（建築設備・リニューアル担当） 兼 技術本部副本部長
執行役員	斎藤 浩司	土木本部副本部長（営業担当）
執行役員	佐藤 公彦	横浜支店長
執行役員	佐野 功	東京本店土木事業部担任副事業部長
執行役員	高橋 太	開発事業本部副本部長
執行役員	種田 裕	大阪本店建築事業部担任副事業部長（建築設備・リニューアル担当）
執行役員	新田 浩二郎	大阪本店建築事業部担任副事業部長（営業担当）
執行役員	森田 康夫	東京本店神田錦町二丁目工事事務所長
執行役員	矢野 基	札幌支店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役の各氏と、会社法第423条第1項の責任について、各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	12名	530百万円
監査役	5名	86百万円
うち社外役員	5名	51百万円

- (注) 1 上記には、平成29年6月29日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び平成30年1月23日付で辞任した取締役1名の分が含まれております。
2 上記には、平成30年3月31日時点で在任している取締役(社外取締役を除く)8名の業績連動型株式報酬の費用計上額0.3百万円が含まれておりません。

(4) 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び執行役員(以下「取締役等」という。)の報酬については、優秀な人材を確保するとともに、業績の向上・企業価値の増大に対する各取締役等へのインセンティブ効果が発揮されるよう、業績への貢献実績に応じて、事業年度ごとに基本報酬及び株式報酬の額等を決定することを基本方針としております。

具体的には、基本報酬については、役位と業績貢献ランクに応じた報酬額のテーブルを取締役会が定め、毎事業年度終了時に、社外取締役を構成員に含む報酬委員会(委員長は社長)が、個々の取締役等の業績貢献度を査定することにより、平成17年6月29日開催の第101回定時株主総会決議に基づく月額60百万円以内を限度に、次年度の報酬額を決定しております。

平成27年度から導入している業績連動型株式報酬は、特に中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的としており、各事業年度の業績目標の達成度等に応じて取締役等(社外取締役及び海外居住者を除く。)に当社株式を支給する制度であります。株式支給基準については、予め報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

監査役報酬については、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、優秀な人材確保に必要な水準の額とすることを基本方針としております。

具体的には、監査役協議により、常勤・非常勤等の別に応じて報酬額基準を予め策定し、同基準に沿って、平成17年6月29日開催の第101回定時株主総会決議に基づく月額10百万円以内を限度に、各監査役の報酬額を決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	重要な兼職先と当社との関係
取締役	大竹伸一	(株)大阪国際会議場 社外取締役	記載すべき関係はありません。
	小泉慎一	(株)国際協力銀行 社外取締役 (株)ディー・エヌ・エー 社外監査役	記載すべき関係はありません。
監査役	垣内康孝		
	村尾裕	三井ホーム(株) 社外監査役 村尾公認会計士事務所 所長	記載すべき関係はありません。
	横川浩	(公財) 日本陸上競技連盟 会長 (一社) 電気自動車普及協会 会長 (一財) 素形材センター 会長	記載すべき関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	大竹伸一	当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に長年企業経営に携わった豊富な経験に基づき発言しております。
	小泉慎一	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち14回に出席し（出席率93%）、必要に応じ、主に長年企業経営に携わった豊富な経験に基づき発言しております。
監査役	垣内康孝	当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席し（出席率100%）、また監査役会17回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に長年国土交通行政に携わった豊富な経験に基づき発言しております。
	村尾裕	当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席し（出席率100%）、また監査役会17回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言しております。
	横川浩	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち13回に出席し（出席率87%）、また監査役会17回のうち16回に出席し（出席率94%）、必要に応じ、主に長年経済産業行政及び企業経営に携わった豊富な経験に基づき発言しております。

(注) 当社は、リニア中央新幹線工事の入札に関する独占禁止法違反事件について、平成30年3月23日に東京地方検察庁により起訴されました。司法の判断は今後の裁判によるところですが、取締役大竹伸一氏及び取締役小泉慎一氏は、社外取締役として在任中、本事件の発生以前から取締役会での報告等を通じて、各取締役の業務執行状況及び内部統制システムの運用状況を監視、監督するなど、法令違反等の予防を行ってまいりました。

また、監査役垣内康孝氏、監査役村尾裕氏及び監査役横川浩氏は、社外監査役として在任中、本事件の発生以前から常勤監査役とともに、業務監査等を通じて各取締役の業務執行状況及び内部統制システムの運用状況を監視、監督するなど、法令違反等の予防を行ってまいりました。

さらに、事件発生後、社外取締役両氏及び社外監査役3氏は真相究明や再発防止に向けた実効性のある取り組みを行うよう提言するなど、その職責を十分に果たしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)	
	支 払 額
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	106
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	194

- (注) 1 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 当社の重要な子会社のうち大林USAはCliftonLarsonAllen LLPの、大林カナダホールディングス及び大林シンガポールはErnst & Young LLPの、ジャヤ大林はPurwantono, Sungkoro & Surjaの、タイ大林及び大林ベトナムはBDO Limitedの、台湾大林組は勤業衆信聯合会計事務所の監査を受けております。
- 3 監査役会は、会計監査人の前年度の職務遂行状況及び当年度の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適切であると判断し、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、海外における税務申告等に関する各種証明書発行業務等の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会がその内容を決定した会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

体制の概要	当期における運用状況の概要
1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
(1) 法律上の機関（株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人）の設置	当社は、会社法の機関設置義務に則り、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役は社外取締役2名を含む10名を選任しており、取締役会は当期に15回開催しました。監査役は社外監査役3名を含む5名を選任しており、監査役会は当期に17回開催しました。
(2) 内部監査の実施	内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針及び内部監査計画に基づき内部監査実施計画を立案のうえ内部統制監査を実施し、同計画及びその実施状況を取締役に報告しました。
(3) 企業倫理委員会を中核とする企業倫理推進体制の構築・運用	社長を委員長とする企業倫理委員会が企業倫理の年間方針の策定及び実施状況の確認を行い、実務担任部門の部門長を中心とする企業倫理推進委員会が個々のプログラムを実施しました。これら委員会を当期に4回開催したほか、各本支店でも支店企業倫理委員会を当期に各3回開催しました。
(4) 「独占禁止法遵守プログラム」の整備・運用	<p>「独占禁止法遵守プログラム」で定める社内体制や具体的方策について、企業倫理委員会が当期の実施状況を自己点検し、同プログラムが適正に運用されていることを確認しました。</p> <p>当社はリニア中央新幹線工事の入札に関する刑事事件を踏まえ、当期に以下の事項を実施するとともに、平成30年4月1日以降も、同プログラムの見直しを継続しております。</p> <p>【当期に実施した再発防止策】 （取締役会決議及び社長通達の発出） 平成29年12月に、取締役会において「当社は、独占禁止法違反ほか、入札の公正、公平を阻害する行為を一切行わない。」ことを決議しました。また、同月、全役職員に対し、「独占禁止法ほか入札にかかる法令を遵守徹底する件」とする社長通達を発出し、入札の公正、公平を阻害する行為を一切行わないことを通知しました。</p> <p>（独占禁止法遵守教育等の実施） 独占禁止法の遵守徹底を図るため、平成30年1月に全取締役、全本・支店長及び本・支店総務部長等を招集し、全店コンプライアンス会議を開催するとともに、同会議後、全店にて独占禁止法遵守教育等を実施しました。</p> <p>【平成30年4月1日以降の見直し】 事件を踏まえた同プログラムの見直しとして、平成30年6月1日付で追加施策（本事業報告27～31頁）を盛り込み一部改正しております。また、今後、社外有識者で構成する第三者委員会を設置し、発生原因の究明やそれに応じた実効性のある再発防止策を策定のうえ行うこととしています。</p>
(5) 内部通報制度の整備・運用	大林組グループ共通の内部窓口を当社企業倫理委員会事務局（本社総務部）、外部窓口を委託先の弁護士事務所に設置して内部通報を受け付け、調査及び必要な是正措置を行いました。
(6) 「反社会的勢力排除プログラム」の整備・運用	「反社会的勢力排除プログラム」で定める社内体制や具体的方策について、企業倫理委員会が当期の実施状況を自己点検し、同プログラムが適正に運用されていることを確認しました。
(7) 「大林組グループ贈賄防止プログラム」の整備・運用	役職員向けの教育、JVパートナー等の適正な採用手続きなど、「大林組グループ贈賄防止プログラム」で定める個々の施策について、企業倫理委員会が当期の実施状況を自己点検し、同プログラムが適正に運用されていることを確認しました。

体制の概要	当期における運用状況の概要
2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
(1) 情報の保存及び管理に関する規定の整備・運用	文書の保存・廃棄、情報セキュリティ、機密情報保持に関する各種規定を整備・運用し、安全な管理体制を構築するとともに、eラーニングや研修テキスト配布など役員に必要な教育を実施しました。
(2) 定期的な内部監査の実施	内部監査部門は、内部監査規程に基づく実地監査において、監査対象部門の情報の保存及び管理の運用状況を監査しました。
3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
(1) 重要な意思決定の決裁権限の明確化	重要な意思決定事項については、取締役会会則及び経営会議規程等に定める付議基準に基づき取締役会及び経営会議に付議し、重要な意思決定を行っております。当期は取締役会を15回、経営会議を25回開催しました。
(2) 各部門におけるリスク管理	各部門は、業務プロセスに内在するリスクを把握し、必要な回避策や低減策を講じたうえで業務を遂行しております。また、業務管理室が各部門のリスク管理状況を監査しております。
(3) 「危機管理対策規程」の整備・運用	危機管理対策規程に基づき危機管理委員会を設けており、危機の未然防止に努めるとともに、迅速かつ適切に危機情報の伝達及び危機対応を行うことができるよう、危機管理体制を整備・運用しております。
(4) 震災時の事業継続計画(BCP)の整備・運用	震災時の事業継続計画(BCP)を策定しており、これに基づき全店共通及び各店個別の震災訓練を実施しました。
(5) 財務報告に係る内部統制の整備・運用	内部監査部門は、財務報告に係る内部統制の有効性に関して独立的な評価を行い社長に報告しました。また、社長は「内部統制報告書」において財務報告に係る内部統制が有効である旨を確認し、監査法人による内部統制監査の結果と合わせて取締役会に報告しました。
4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
(1) 経営会議による詳細かつ迅速な意思決定	当社は取締役及び執行役員の中からメンバーを選任して経営会議を開催し、重要な業務執行について詳細かつ迅速な意思決定を行っております。当期は経営会議を25回開催しました。
(2) 執行役員制度による効率的な業務執行	当社は、重要な意思決定・監督機能を担う取締役(社外取締役を含む)と業務執行機能を担う執行役員の役割を分離する執行役員制度を設け、効率的な業務執行を実現しております。

体制の概要	当期における運用状況の概要
5 当企業集団における業務の適正を確保するための体制	
(1) グループ事業統括室による指導・管理	グループ事業統括室がグループ会社に対する指導、管理を行っており、定常的な管理のほか、国内子会社を対象とする会議を開催し、グループ会社の業務全般にわたる指導等を行いました。
(2) 経営会議等におけるグループ会社の重要事項の審議	経営会議及び取締役会は、グループ会社から経営計画や業務執行状況の報告を受けたほか、グループ会社に関する重要な事項について付議基準に則り随時、審議・決定しました。
(3) グループ会社への役員派遣	当社はグループ各社に当社役職員を1名以上役員として派遣しております。派遣された当社役職員は、当該会社の業務の適正の確保に努めるとともに、法令もしくは定款に違反するおそれがある事実等を発見したときは、グループ事業統括室を通じて当社取締役及び監査役に対して報告する体制をとっております。
(4) グループ会社に対する内部監査の実施	当社内部監査部門は、内部監査規程の定めにより、財務報告に係る内部統制に関する基本方針及び内部監査計画に基づき、一部のグループ会社を対象に内部統制監査を実施しました。
当社子会社の大林道路株式会社においては、平成30年3月28日に舗装工事受注に関する独占禁止法違反について公正取引委員会から課徴金納付命令を受けるなど、複数の独占禁止法違反事件が発生しました。同社は、事件を踏まえて設置した社外調査委員会からの提言を取り入れることなどにより、既に再発防止策を作成、運用しており、当社はその取り組みに関し、上記の体制により指導、監督を行っております。	
6 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項	
(1) 監査役会及び監査役補助部門として監査役室の設置	当社は、監査役会及び監査役の指揮命令の下に、業務執行部門から独立した監査役室を設置し、専従のスタッフを配置しております。また、社外の弁護士と顧問契約を締結し、法的な見地から助言・指導を受けております。
(2) 監査役室スタッフの取締役会指揮命令系統からの独立性の確保	監査役室のスタッフの異動時には、監査役会の同意を得ており、その人事評価は常勤監査役が行っております。また、監査役室のスタッフは業務執行部門を兼務しておりません。
(3) 監査役室スタッフへの指示の実効性の確保	監査役室は業務執行部門から独立しており、同スタッフへの指揮命令権は各監査役に属しております。

体制の概要	当期における運用状況の概要
7 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
(1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制構築	取締役、執行役員及び使用人等は、法令等に違反するおそれがある事実等を発見したとき、または経営上の重要な事実の報告を監査役から求められたときは、監査役に対して報告する体制をとっております。また、内部監査部門は内部監査の結果を監査役に報告しております。
(2) 重要な会議への監査役の出席	監査役は、取締役会、経営会議及び執行役員会議等の重要な会議に出席し（経営会議は常勤監査役のみ）、必要に応じて意見を述べております。
(3) 監査役と代表取締役との定期的会合の実施	監査役と代表取締役は、定期的に会合を開催し、代表取締役の経営方針を確認したほか、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見交換を行いました。
(4) 監査役の監査が実効的に行われるための環境整備	監査役は、取締役に対して監査役の監査が実効的に行われるための環境整備を図るよう要請できることとしており、取締役及び業務執行部門は監査役からの要請に適宜対応しております。
(5) 監査役への報告者の保護	監査役会は、監査役に報告した者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制整備を監査役会会則に明記し、監査役への報告者の保護を図っております。
8 監査費用等の処理に係る方針に関する事項	
(1) 監査役の監査費用または債務の負担	監査役職務の執行について生じる費用または債務は当社が負担しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)	2,148,861	(負債の部)	1,437,336
流動資産	1,228,372	流動負債	1,118,905
現金預金	190,055	支払手形・工事未払金等	524,712
受取手形・完成工事未収入金等	760,371	電子記録債務	133,770
電子記録債権	15,531	短期借入金	88,686
有価証券	4,615	1年内返済予定のノンリコース借入金	9,557
販売用不動産	11,682	1年内償還予定の社債	10,000
未成工事支出金	45,555	リース債務	90
不動産事業支出金	25,416	未払法人税等	29,695
PFI等たな卸資産	46,148	繰延税金負債	70
その他のたな卸資産	10,655	未成工事受入金	110,534
繰延税金資産	20,381	預り金	103,408
未収入金	79,423	完成工事補償引当金	4,114
その他	18,695	工事損失引当金	5,209
貸倒引当金	△160	独占禁止法関連損失引当金	10,529
固定資産	920,488	その他	88,528
有形固定資産	526,270	固定負債	318,430
建物・構築物	103,153	社債	20,000
機械・運搬具及び工具器具備品	45,707	長期借入金	66,038
土地	351,060	ノンリコース借入金	82,446
リース資産	259	リース債務	169
建設仮勘定	26,090	繰延税金負債	54,417
無形固定資産	5,038	再評価に係る繰延税金負債	19,604
投資その他の資産	389,179	役員株式給付引当金	259
投資有価証券	372,308	不動産事業等損失引当金	993
長期貸付金	876	環境対策引当金	313
退職給付に係る資産	24	退職給付に係る負債	49,473
繰延税金資産	659	その他	24,713
その他	15,542	(純資産の部)	711,525
貸倒引当金	△231	株主資本	503,798
資産合計	2,148,861	資本金	57,752
		資本剰余金	43,135
		利益剰余金	404,840
		自己株式	△1,929
		その他の包括利益累計額	181,037
		その他有価証券評価差額金	159,159
		繰延ヘッジ損益	△1,643
		土地再評価差額金	19,518
		為替換算調整勘定	758
		退職給付に係る調整累計額	3,244
		非支配株主持分	26,688
		負債純資産合計	2,148,861

連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	1,820,947	
不動産事業等売上高	79,708	1,900,655
売上原価		
完成工事原価	1,608,353	
不動産事業等売上原価	57,998	1,666,351
売上総利益		
完成工事総利益	212,593	
不動産事業等総利益	21,709	234,303
販売費及び一般管理費		96,502
営業利益		137,800
営業外収益		
受取利息	1,534	
受取配当金	7,538	
その他	997	10,070
営業外費用		
支払利息	2,097	
為替差損	671	
子会社株式取得関連費用	472	
その他	677	3,919
経常利益		143,951
特別利益		
投資有価証券売却益	6,120	
その他	637	6,758
特別損失		
独占禁止法関連損失引当金繰入額	10,529	
減損損失	1,769	
その他	1,201	13,500
税金等調整前当期純利益		137,209
法人税、住民税及び事業税	47,290	
法人税等調整額	△4,966	42,323
当期純利益		94,886
非支配株主に帰属する当期純利益		2,223
親会社株主に帰属する当期純利益		92,662

計算書類

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)	1,600,355	(負債の部)	1,032,133
流動資産	840,501	流動負債	836,716
現金預金	81,375	支払手形	17,506
受取手形	24,486	電子記録債務	129,457
電子記録債権	11,962	工事未払金	351,144
完成工事未収入金	540,130	不動産事業等未払金	1,019
不動産事業等未収入金	6,218	短期借入金	60,395
有価証券	30	1年内償還予定の社債	10,000
販売用不動産	3,667	リース債務	12
未成工事支出金	38,438	未払金	17,238
不動産事業等支出金	4,084	未払費用	18,158
短期貸付金	21,430	未払法人税等	27,244
繰延税金資産	17,452	未成工事受入金	70,321
未収入金	78,132	不動産事業等受入金	1,851
その他	13,158	預り金	95,252
貸倒引当金	△67	完成工事補償引当金	3,770
固定資産	759,853	工事損失引当金	3,744
有形固定資産	259,886	独占禁止法関連損失引当金	4,145
建物・構築物	50,868	従業員預り金	24,601
機械・運搬具	5,044	その他	854
工具器具・備品	2,042	固定負債	195,416
土地	186,665	社債	20,000
リース資産	23	長期借入金	47,418
建設仮勘定	15,243	リース債務	14
無形固定資産	2,893	繰延税金負債	56,867
投資その他の資産	497,073	再評価に係る繰延税金負債	16,266
投資有価証券	360,677	退職給付引当金	46,560
関係会社株式・関係会社出資金	56,775	役員株式給付引当金	259
長期貸付金	67,835	不動産事業等損失引当金	993
破産更生債権等	1,870	関係会社事業損失引当金	2,842
長期末収入金	425	環境対策引当金	248
その他	10,040	その他	3,946
貸倒引当金	△552	(純資産の部)	568,221
資産合計	1,600,355	株主資本	395,400
		資本金	57,752
		資本剰余金	41,694
		資本準備金	41,694
		利益剰余金	297,882
		利益準備金	14,438
		その他利益剰余金	283,444
		固定資産圧縮積立金	2,603
		別途積立金	180,000
		繰越利益剰余金	100,841
		自己株式	△1,929
		評価・換算差額等	172,821
		その他有価証券評価差額金	158,860
		繰延ヘッジ損益	106
		土地再評価差額金	13,854
		負債純資産合計	1,600,355

損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	1,276,405	
不動産事業等売上高	17,657	1,294,062
売上原価		
完成工事原価	1,102,430	
不動産事業等売上原価	14,644	1,117,074
売上総利益		
完成工事総利益	173,975	
不動産事業等総利益	3,013	176,988
販売費及び一般管理費		67,261
営業利益		109,727
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,483	
その他	286	10,770
営業外費用		
支払利息	1,041	
貸倒引当金繰入額	52	
為替差損	686	
その他	866	2,646
経常利益		117,850
特別利益		
投資有価証券売却益	6,069	
その他	301	6,370
特別損失		
独占禁止法関連損失引当金繰入額	4,145	
関係会社事業損失	2,256	
減損損失	1,683	
その他	900	8,985
税引前当期純利益		115,236
法人税、住民税及び事業税	37,957	
法人税等調整額	△3,398	34,558
当期純利益		80,677

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社 大林組
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 坂	隆 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	諏 訪	部 修 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤	賢 治 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大林組の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大林組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社 大林組
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆 ㊟
 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 諏 訪 部 修 ㊟
 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐 藤 賢 治 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大林組の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、その内容等について説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 事業報告に記載のとおり、当社は、平成30年3月23日、リニア中央新幹線工事の入札に関し独占禁止法違反の疑いがあるとして、東京地方検察庁に起訴されました。監査役会はこの事実を厳粛かつ真摯に受け止め、当社のコンプライアンス体制のさらなる強化に向けた取り組みについて監視・検証してまいります。上記を除いては、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、上記独占禁止法違反の件に関しては、事業報告に記載のとおり、取締役会は再発防止への取り組みを行っておりますが、今後のさらなる対応、取り組みについて監視・検証してまいります。

当社子会社の大林道路株式会社の独占禁止法違反に関しては、同社が社外調査委員会の提言を受け、コンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底に取り組んでいることを親会社監査役会として確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

株式会社 大林 組 監査役会

常勤監査役 水 野 将 ㊟

常勤監査役 歌 代 正 ㊟

社外監査役 垣 内 康 孝 ㊟

社外監査役 村 尾 裕 ㊟

社外監査役 横 川 浩 ㊟

以 上

(ご参考)

ニュース&トピックス

「日本生命浜松町クレアタワー」開発プロジェクトが進行中

～共同事業者としても参画し、都市再生の新たな拠点を創出します～

当社グループは、東京都心部でのオフィス賃貸事業へのさらなる投資により安定的な収益基盤を強化することとしており、大型工事の受注とともに、再開発事業等における保留床の取得も目指しています。

こうしたなか、当社はJR浜松町駅西口の再開発エリア「浜松町二丁目4地区」のB街区において、大型オフィスビル「日本生命浜松町クレアタワー」の開発プロジェクトを日本生命保険相互会社と共同で進めています。開発事業の事業主として参画し、賃貸事業における収益確保を図るものです。

浜松町二丁目4地区では、総延床面積約39万㎡の大型再開発事業が計画され、このうち当社が施工中の日本生命浜松町クレアタワーは地上29階建て、高さ156mの大規模複合ビルです。賃貸オフィスを中心に、国際交流拠点となる多彩なカンファレンス施設、商業施設などを併設するほか、防災備蓄倉庫（5,000人分×3日分の飲料水、食料、毛布）も整備します。また、都営地下鉄の大門駅と直結し、将来はJR東日本や東京モノレールの浜松町駅とも歩行者デッキで接続する予定であり、利便性のさらなる向上が期待されています。

本年夏頃の竣工に向け、安全第一で工事を進めるとともに、都市再生を担う一員として、その新たな拠点となるまちづくりにも貢献していきます。



浜松町エリアの新たなランドマーク完成を目指し、工事は佳境を迎えています。



緑樹を配した低層部の外観（イメージ）

©株式会社 日建設計



地下3階地下鉄接続口前の吹抜け空間（イメージ）

©株式会社 日建設計

ロボットやICTを活用した先進的な建設技術の開発

～最新技術の導入により、働き方改革と生産性向上の実現を目指します～

当社は建設現場における生産性向上、作業効率化による労働時間縮減、技能者不足の解決などに向け、ロボットやICTを活用した先進的な技術開発を進めています。

■現場ロボット溶接工法

高度な技能が必要な鉄骨現場溶接において、鉄骨柱・梁のあらゆる溶接を自動化できる現場ロボット溶接工法を開発しました。上向きの姿勢での溶接作業など、難易度の高い施工箇所でも、ロボットの正確な施工再現性により高い溶接品質を安定的に確保できることが特長です。また、作業の省力化により生産性向上と技能者不足の解決にも寄与します。

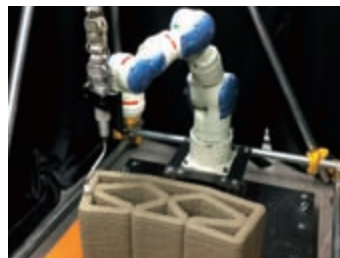


角形鋼管柱のロボット溶接

■建設用3Dプリンター

特殊なセメント系材料のインクを用いることで、型枠を使わずに建築物や土木構造物の部材を製造できる3Dプリンターを開発しました。部材には建築物等に必要なる強度と耐久性を持たせることが可能です。また、手作業では製造が困難な曲面や中空といった複雑な形状でも、作業プログラムを入力したコンピュータにより自動で正確に積層造形することができます。

3Dプリンターの建設への適用について、今後さらなる改良を重ねて実用化を目指します。

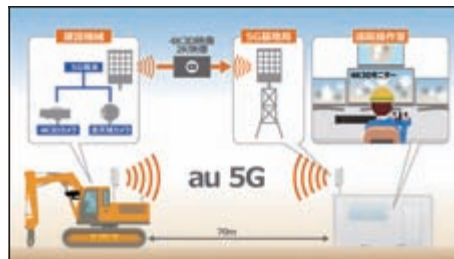


複雑な形状の部材も自動で製造

■次世代移动通信システムと高精細・立体映像による遠隔施工

大容量の通信データを高速で伝送できる次世代移动通信システム「5G」と、高精細映像を立体視できる4K3Dモニターを活用した建設機械の遠隔施工に関する実証試験を総務省「技術試験事務」においてKDDI(株)及び日本電気(株)と共同で実施しました。

作業に危険が伴う災害復旧現場では既に無人化施工システムを活用していますが、最新の通信・映像技術によるICT施工を導入することで、安全性や品質の向上、作業効率の改善を実現します。



建設機械に搭載したカメラの高精細映像を無線通信で遠隔操作室に伝送。操作者はモニターで立体的に確認できます。

× ㄷ



A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 15 lines.

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
期末配当金 受領株主確定日	3月31日
中間配当金 受領株主確定日	9月30日
単元株式数	100株
公告の方法	電子公告 公告掲載URL (http://www.obayashi.co.jp/koukoku/index.html)
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について

【証券会社で口座を開設されている株主様】
口座を開設されている証券会社にご連絡下さい。
【証券会社で口座を開設されていない株主様（特別口座の株主様）】
特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行株式会社）にご
連絡下さい。

※未払配当金のお支払いにつきましては、どちらの株主様も株
主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）が承ります。

**単元未満株式の
買取手数料** 単元株式数当たりの売買委託手数料相当額を
買い取った単元未満株式数で按分した額及び
これにかかる消費税額等の合計額

上場金融商品取引所 東京証券取引所・福岡証券取引所

株式に関する『マイナンバー制度』のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは株式の税務関係のお手続きでも必要となります。
このため、株主様から、口座を開設されている証券会社または特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行株式会社）にお届出いた
だく必要があります。

●株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

主な支払調書

- ・配当金に関する支払調書
- ・単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

特別口座で株式を保有されている株主様へ

平成21年の株券電子化移行時に株式会社証券保管振替機構へ預託されていなかった株式につきましては、当社が開設した【特別口座】で管理されてお
ります。特別口座の株式は証券市場で自由に売買することができないため、対象の株主様には以下のお手続きをご案内いたします。

■口座振替

特別口座に株式をお持ちの株主様が単元株式（100株単位）のお取引をされる場合は、特別口座と同一名義で開設された証券会社の口座
へ株式を振り替えていただく必要がありますので、特別口座の管理機関（三菱UFJ信託銀行株式会社）へお問い合わせ下さい。

証券会社に口座をお持ちでない株主様は、事前に口座をご開設下さい。口座の開設手続き等につきましては、お取引予定の証券会社にお
問い合わせ下さい。

■単元未満株式の買取請求

100株に満たない株式（単元未満株式）につきましては、株主様は当社に対して買取請求（売却）する制度をご利用いただけます。買取
請求される場合は上記の口座振替の必要がなく、証券会社に口座をお持ちでない株主様でも売却が可能です。

なお、お持ちの株式のうち単元株式につきましては、当社への買取請求はできず、お取引をされる場合は上記の口座振替が必要となります。

※買取価格は買取請求に必要な書類が三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部に到着した日の東京証券取引所における最終売買価格となります。

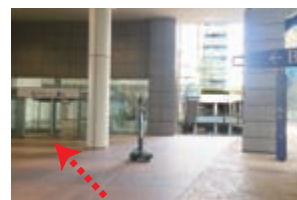
※買取手数料として、単元株式数当たりの売買委託手数料相当額を買い取った単元未満株式数で按分した額及びこれにかかる消費税額等の合計額をご
負担いただきます。

定時株主総会会場ご案内図

東京都港区港南2丁目15番2号

品川インターシティB棟 当社本社（3階講堂）

電話 03-5769-1017



③ 品川インターシティB棟



② スカイウェイ



① JR品川駅港南口（東口）

- JR品川駅より 徒歩 10分
- 京急品川駅より 徒歩 11分

駅の改札を出て、港南口方面へお進みいただき、スカイウェイを通り品川インターシティB棟までお越し下さい。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。